

児童相談所設置・運営計画案の第二次更新について

(付議の要旨) この間において、児童相談所や一時保護所、児童相談所設置市事務の運営の検討とともに、児童相談所の開設にあたり必要となる人員数や経費等の算定作業を行ってきた。今般、これらの算定作業の取りまとめ結果を踏まえ、児童相談所設置・運営計画案の更新(第二次更新)を行うとともに、更新後の同計画に基づき、庁内の組織体制の整備等の検討を進めるので、その内容を報告する。

1 主旨

この間区は、児童相談所や一時保護所、児童相談所設置市事務の運営の検討とともに、児童相談所の開設にあたり必要となる人員数や経費等の算定作業を行ってきた。今般、これらの算定作業の取りまとめ結果を踏まえ、児童相談所設置・運営計画案の更新(第二次更新)を行うとともに、更新後の同計画に基づき、庁内の組織体制の整備等の検討を進めるので、その内容を報告する。

2 課題の検討状況

【別紙1】のとおり。

3 計画案の更新内容

(1) 職員配置

現行法令基準及び平成25年の「特別区児童相談所移管モデル」に基づき、平成29年3月に当初の人員配置計画を定めたところである。その後の虐待通告件数の増加や、児童福祉法の改正、「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」の提言などを踏まえ、実態に即した職員配置に見直すものとする(【別紙2】参照)。

① 児童相談所

- ・児童福祉司については、支援が必要な児童・保護者に対する適切なアセスメントの実施や、保護者との対話を重視した、これまで以上にきめ細やかな支援、緊急時の迅速かつ適切な判断などを行っていくため、ケース担当職員やスーパーバイザーを増員するとともに、里親や家族再統合などを担当する児童福祉司を置くなど、現行法令基準を上回る職員数を配置する。
- ・警察との連絡調整や危険を伴うケース対応を安全に行っていくため、警察官OB等を配置する。

<参考>

国は、平成30年7月20日の関係閣僚会議において、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を決定した。この一連の対策のうち、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(骨子)」(【別紙3】参照)において、児童福祉司の業務量に応じた配置の見直しや、里親養育支援のための児童福祉司の配置、これに応じたスーパーバイザーの増員等が盛り込まれている。

② 一時保護所

- ・家庭的な雰囲気のもとで日常的な処遇を行うために、入所児童を少人数のグループ（男子・女子・幼児）に分けた運営とする（入所児童定員26名）。
- ・上記の体制を安定的に運営していくとともに、各グループで早出・日勤・遅出・夜勤・公休等、労働安全衛生に配慮した職員ローテーションを成立させるため、グループごとに職員を専属で10人ずつ配置する。
- ・安定した24時間運営体制を実施するために夜間にかかる勤務については宿直ではなく夜勤体制とする。
- ・日常の生活場面、集団生活の中から児童の発達状況、心理状態などを観察し、心理的知見を踏まえて、児童への対応や生活プログラムの運営などについて検討や助言、心理療法等を実施するために一時保護所専属の児童心理司を1名配置する。
- ・入所児童の健康チェックや服薬管理等の日常の健康管理をはじめ、感染症予防対策、疾病や怪我の応急処置、通院付添等が必要であり、保健医療面からの観察や判断を行う必要があるため、看護師を2名配置する。
- ・学習の機会を保障し、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行なうために、平日は毎日、学習室（2室）で学習指導を行う必要があることから、教員資格を有する学習指導員を3名配置する。

③ 現在の状況と職員確保に向けた方策

- ・現在、児童福祉司16名、児童心理司6名、一時保護所職員4名を確保し、近隣自治体へ派遣を行っている（うち児童心理司4名は10月より派遣開始）。
- ・今後、庁内専門職員の登用、新規職員採用、任期付職員採用制度の一層の活用など、様々な手法により確保する。

(2) 子ども家庭支援センターの体制強化の取組み

① 児童相談所との役割分担の見直しに伴う人員（常勤換算）の増減見込み

現在、児童相談所で受けているいわゆる「泣き声通告」や、「面前DV」にかかる相談等は、ケース対応や子育て支援等に関し、地域のネットワークや資源を最大限に活用して、親子に寄り添う形での支援を行える身近な機関での対応が望ましいことから、児童相談所開設後、新たに子ども家庭支援センターで受理することとしている。これまでの実績等に基づく子ども家庭支援センターでのこれらの通告等の受理件数の増加見込みから、子ども家庭支援センターの人員（常勤換算）を算定した。

子ども家庭支援センター体制整備

項目	人員(常勤換算)
児童相談所との新たな役割分担に伴う人員(常勤換算)の増見込み (面前DVに係る対応、泣き声通告の対応など)	14人分

② 今後の予定

今後、児童相談所の開設に伴う体制整備のほか、国が示す「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の整備に向けて、子ども家庭支援センターと母子保健の一体的な組織体制について検討を進め、平成31年4月の

組織改正に取り組む。これらの検討とあわせ、業務の再整理のうえ、人員数の精査を行う。

※「市区町村子ども家庭総合支援拠点」・・・平成 28 年の児童福祉法改正により、市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定された。市区町村（支援拠点）は、ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行う。

※「子育て世代包括支援センター」・・・平成 26 年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能であり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、平成 32 年度末までに全国展開を目指すこととされている。（保健福祉センターの各課の役割分担の見直し等）

(3) 児童相談所設置に伴い移管される事務（児童相談所設置市事務）の実施に向けた準備
 ・移管される事務ごとに、必要とされる人員を積み上げた結果は、【別紙 4】のとおりである。

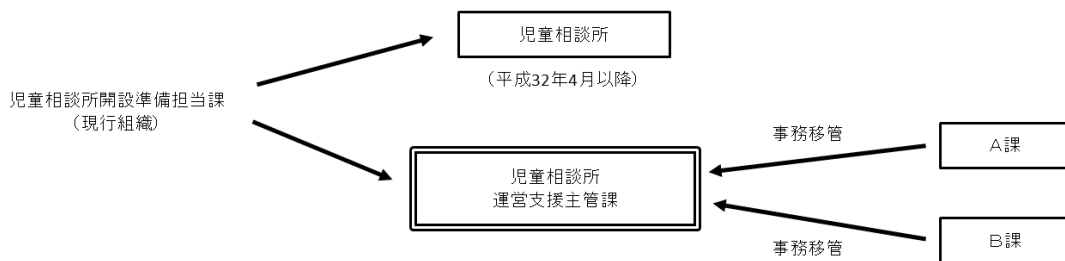
・今後、マニュアルの整備や事務内容の詳細を検討していくとともに、児童相談所以外の業務も含めて、人員数の精査を行う。

(4) 子ども・若者部の体制の見直し

① 児童相談所の運営にかかる新たな機能の整備

- ・児童相談所と関連が深く、政策立案や事業執行を児童相談所運営と一体的に行う必要があると考えられる事務を集約し、効果的・効率的な児童相談所の運営支援を行なうことができる体制の構築を図る。
- ・児童相談所開設を契機とした、これらの子ども・若者部の組織体制の見直しは、平成 31 年度より段階的に行なっていく。

<新たな機能整備イメージ>



<参考>児童相談所の運営にかかる新たな機能の整備と人員（常勤換算）の増減見込み

児童相談所運営支援体制（開設後）

	項目	人員(常勤換算)	計
増要素	児童相談所運営支援体制(開設後) ●児童福祉施設等への措置費等の支弁に関する事務 ●児童福祉施設に関する事務(認可等)(設置市事務再掲) ●里親に関する事務(設置事務再掲) 等	3.4人分	△4.6人分
減要素	児童相談所開設準備担当課(現行)	△8人分	

(5) 施設整備費

- ・児童相談所の施設整備費については、設計作業（実施設計：平成29年10月～平成30年9月）を進める中で、相談室等諸室の増設やレイアウト変更、非常呼出機器など各種設備の新設等運営上必要な機能を新たに整備することとしたため、当初想定していた経費より増となった。経費の差額分については、平成30年第3回定例会において補正予算を提案予定である（【別紙5】（2）参照）。
- ・一時保護所の施設整備費については、現在設計作業中であり、今回は概算経費として算出した。

<施設整備費>

児童相談所	1. 5億円（一般財源	1. 5億円）
一時保護所	4. 0億円（一般財源	3. 4億円）

(6) 児童相談所の設置に伴う経費の試算結果

区では、おおよそ20億円として試算してきたこれまでの児童相談所の運営経費について、この間の職員配置数や業務内容等の検討をもとに、再度試算を行った。

また、その他児童相談所開設に向けた準備経費や、設置市事務などの以下の項目についても、必要となる経費を特定財源も含めて新たに算出した（【別紙5】参照）。

4 今後のスケジュール（予定）

平成30年	7月	福祉保健常任委員会（本計画案の第二次更新の報告）
	9月	福祉保健常任委員会（政令指定要請に向けた準備の進捗状況報告）
	12月	福祉保健常任委員会（同上）
平成31年	2月	福祉保健常任委員会（本計画案の第三次更新の報告）
	3月ころ	国への児童相談所設置市（区）の政令指定の要請
	4月～	総合福祉センター後利用施設改修工事
	7月～	福祉保健常任委員会（本計画案の最終更新の報告） 児童相談所条例制定
平成32年	4月以降	児童相談所開設